

ソーシャルメディアガイドラインの策定について

1 趣旨

松江市公共交通利用促進市民会議の活動状況を広く周知するとともに、公共交通のPRやマナーアップ、啓発活動を展開するツールとして、ソーシャルメディア（※）を利用した広報活動を行うためのガイドラインを策定するもの。

※ ソーシャルメディアとは、Facebook や Twitter など、インターネット上で交流できるサイトのことをいいます。

2 運用方法

情報発信としては、事務局による業務としての情報発信と、個人（市民会議委員）による情報発信、交通事業者による運行情報等を想定し、以下の通り取り扱う。

① 事務局による業務としての情報発信

「松江市公共交通利用促進市民会議」のアカウントにより、活動PRを行う

② 個人（市民会議委員）による情報発信

個人のアカウントにより、公共交通の利用促進に繋がる情報等を発信する

③ 交通事業者による情報発信

交通事業者のアカウントにより、運行情報や新サービス等を発信する

3 ガイドライン

別紙のとおり

（参考）市民会議 Facebook の登録状況

フォロワー数 217 名（平成 29 年 8 月 22 日現在）

